2025 年 1 月 10 日

サステナビリティ基準委員会　御中

EY 新日本有限責任監査法人
品質管理本部長　伊藤　功樹

「指標の報告のための算定期間に関する再提案」に対する意見

貴委員会から2024年11月29日に公表された指標の報告のための算定期間に関する再提案（以下「本公開草案」という。）について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

質問
本公開草案における再提案の内容に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

（コメント）

サステナビリティ関連財務開示は、財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するものである。そのため、国際サステナビリティ基準審議会が公表した IFRS サステナビリティ開示基準（以下「ISSB 基準」という。）との整合性の観点から、関連する財務諸表と同じ報告期間の情報を同じタイミングで提供することが求められるべきと考えられる。また、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業における ISSB 基準との同時準拠の実現の観点からもサステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の報告のための算定期間は一致させるべきと考えられる。

本公開草案は、サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならないとすることとしており、ISSB基準と整合的なものと考えられるため、本公開草案について同意する。